

議 案 第 8 号

富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、富士見市立みずほ学園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立みずほ学園条例の一部を改正する条例

富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第5項」を「同条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。